



平成 21 年 7 月 29 日

各 位

本社所在地	東京都文京区小石川一丁目 3 番 25 号 小石川大国ビル
上場会社名	メビックス株式会社 (コード番号：3780 東証マザーズ)
代表者	代表取締役社長 小野 起代己
問合せ先	取締役コーポレートグループ長 岡 昭宏
電話番号	03 5842 3600

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成21年6月30日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の取得について、定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

なお、承認可決されたことにより、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触することとなりますので、当社普通株式は、平成21年7月30日から平成21年8月25日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年8月26日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。

記

・ 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得（以下の から を「本定款一部変更等」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、所要の変更を行います（定款一部変更の件（A））。

定款一部変更の件（A）による変更後の当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします（定款一部変更の件（B））。

定款一部変更の件（A）及び定款一部変更の件（B）による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する普通株式に、当社が株主総会決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株

式」といいます。)。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式6,650分の1株を交付する旨を定めます。

会社法第171条並びに定款一部変更の件(A)、定款一部変更の件(B)及び定款一部変更の件(C)による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式を有する株主様(以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。))の有する全部取得条項付普通株式の全部を取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式6,650分の1株の割合をもって交付します。

・当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1．株券電子化に伴う定款一部変更の件(定款一部変更の件(A))の承認決議

(1)承認可決された事項の内容

定款一部変更の件(A)は、本定時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「株券電子化に伴う定款一部変更の件(定款一部変更の件(A))」に記載のとおりです。

(2)定款変更の効力発生

定款一部変更の件(A)に係る定款変更は、本定時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2．種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(B))の承認決議

(1)承認可決された事項の内容

定款一部変更の件(B)は、本定時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「種類株式発行に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(B))」に記載のとおりです。

(2)定款変更の効力発生

定款一部変更の件(B)に係る定款変更は、本定時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

3．全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(C))の承認決議

(1)承認可決された事項の内容

定款一部変更の件(C)は、本定時株主総会における第5号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(C))」に記載のとおりです。

(2)定款変更の効力発生

定款一部変更の件(C)に係る定款変更は、本定時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成21年9月1日に効力が発生します。

4．全部取得条項付普通株式の取得の決定の件の承認決議

(1)承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件は、本定時株主総会における第6号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得決定について」に記載のとおりです。

(2)全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本定時株主総会の承認可決により、定款一部変更の件（C）にかかる定款の効力が生ずることを条件として、平成21年9月1日に効力が発生します。

(3)全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等の全てを実施した場合）ソネット・エムスリー株式会社（以下「ソネット・エムスリー」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、当社がソネット・エムスリーの完全子会社となるよう、上記のとおり1株未満の端数となる予定です。株主様に対する当社A種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をソネット・エムスリーに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に70,000円（ソネット・エムスリーが実施した当社株式等に対する公開買付けにおける当社普通株式の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

(4)取得日

平成21年9月1日

・本定款一部変更等の日程の概要（予定）

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

整理銘柄への指定	平成21年7月30日
当社普通株式の売買最終日	平成21年8月25日
当社普通株式の上場廃止日	平成21年8月26日
全部取得条項付普通株式の全部取得及びA種種類株式交付の基準日	平成21年8月31日
全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（C））の効力発生日	平成21年9月1日
全部取得条項付普通株式全部の取得及び当社A種種類株式交付の効力発生日	平成21年9月1日

・その他

当社プレスリリースに記載いたしました、当社普通株式を目的とする未行使の新株予約権につきましては、既にその消却を取締役会において決議しており、全部取得条項付普通株式の全部取得の効力発生日までには、その消却に関する登記手続きが終了する見通しです。

以 上